

稲城市商工会 労務講習会のお知らせ

中小企業経営者が知っておきたい、労働法の「今」

～内容～

(1) 働き方改革ってなに？

- ① 【有給休暇の時季指定義務】有給休暇、毎年5日以上必ず取得させなければなりません！
- ② 【労働時間の上限規制】残業時間の上限ルールが変わりました！
- ③ 【同一労働同一賃金】正社員とパートで不合理な待遇差を設けることは禁止されています！

(2) 未払い賃金の問題、抱えていませんか？

(未払い賃金の時効が2年から3年に延長されました！)

(3) パワハラ防止法ってなに？

(2022年4月から、中小企業においてもパワハラ防止措置を講ずることが義務付けられています！)

(4) 高齢者の就労と年金受給権との関係は？

(2021年4月から、雇用する労働者について70歳までの就業確保措置を取ることが努力義務として事業主に課せられました。では、65歳以降に就労すると年金はどうになってしまうのか、従業員にきちんと説明できるようにしておきましょう)

日 時 令和5年2月9日(木) 午後6時～午後8時(質疑応答等含む)

講 師 ジョワ・ド・ヴィーヴル社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士・中小企業診断士 中澤春樹 氏

参加費 無料

会 場 稲城市商工会 中会議室(稲城市東長沼2112-1 稲城市地域振興プラザ2F)

※会場受講申込は、先着申込20名まで。

※リモートでの参加も可能です！使用するアプリは「ZOOM」です。

下記の申込書にご記入の上、稲城市商工会へお申し込み下さい。 **FAX 042-377-3717**

“ 労務講習会申込書 ”

事業所名	会場選択；何れかに○印をお願いします。 ① 商工会 ② WEB WEB 受講の方は、メールアドレスをご記入下さい。
参加者名	
電話	

※ご記入いただいた情報は、本セミナーに関するものみに利用させていただきます。

主催：稲城市商工会 TEL 042-377-1696 FAX 042-377-3717